

子どもへの体罰

体罰は重大な 人権侵害！



「児童の権利に関する条約について」

- 一 児童が人格を持った一人の人間として尊重されなければならないことについて広く国民の理解が深められるよう、一層の努力が必要である
- 三 体罰は、学校教育法第11条により厳に禁止されているものであり、体罰禁止の徹底に一層努めることが必要である

(平成6年文部省通知より抜粋)

学校教育法で体罰が禁止されているにも関わらず、「子どものために」という情熱的な指導の延長線などとする風潮がいまだにあります。

しかし、体罰は子どもを身体的にのみならず精神的にも深く傷つけ、体罰を受けた子どもは学校不信、教職員不信、大人不信になっていきます。

何より体罰は、一個の人格を持つ子どもに対する重大な人権侵害です。

文部科学省の「体罰の実態把握について」によると、平成24年度に6,721件の体罰事例が発生し、被害を受けた子どもは14,208名に上っています。

1. 体罰(暴力)が持つ極めて大きな問題性とリスク

体罰は、明らかに違法であり、体罰であるとされたら、ほぼ自動的に民事上、刑事上、行政上の3つの責任が科せられます。

体罰は、子どもの自尊感情・自己肯定感を低下させ、学校や教員への信頼を失墜させます。また、暴力を受けた子どもは「暴力についての学習」をし、いじめ・暴力行為などの連鎖を生む恐れがあります。

身体に対する侵害を内容とするもの

- 足をぶらぶらさせて座り、前の席の子どもに足を当てた子どもを、突き飛ばして転倒させる。
- 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の子どもたちの頬を平手打ちする。
- 立ち歩きの多い子どもを叱ったが聞かず、席に着かないため、頬をつねって席に着かせる。
- 指導に応じない子どもの腕を引いたところ、子どもが腕を振り払ったため、子どもの頭を平手で叩く。
- 顧問の指示に従わず、ユニフォームの片付けが不十分であったため、当該の子どもを殴打する。
- 興奮状態となった障がいのある子どもを落ち着かせるために、教員が椅子に座らせようと押さえつけたため、顔を机に打ち付け、子どもに前歯2本が欠ける怪我を負わせる。

被罰者に肉体的苦痛を与える、通常体罰と判断されると考えられる行為

- 放課後、教室に残留させた子どもがトイレに行きたいと訴えたが、室外に出ることを許さない。
- 指導のため、給食の時間を含めて子どもを長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- 宿題を忘れた子どもに、正座で授業を受けさせ、子どもが苦痛を訴えたが、姿勢を保持させる。
- 熱中症が予想される状況で水を飲ませずに長時間、ランニングをさせる。

2. 力による問題の解決は決して許されない

人権問題に関する府民意識調査報告書より 平成23年3月

「教師が子どもの指導のために、ときには体罰を加えることも必要だと考えること」について、人権上どの程度問題があると思いますか。あなたのお考えにもっとも近いものをお答えください。

府民意識調査「教師が子どもの指導のために、ときには体罰を加えることも必要だと考えること。」は？

問題あり	14.6%
どちらかと言えば問題あり	22.1%
どちらかと言えば問題なし	37.5%
問題なし	19.5%
無回答	6.2%

} 57.0%

府民意識調査では、体罰を「問題なし」または「どちらかと言えば問題なし」という体罰に肯定的な回答は57.0%に上っています。

これらの府民意識を背景に、体罰擁護論には2通りの論法があります。

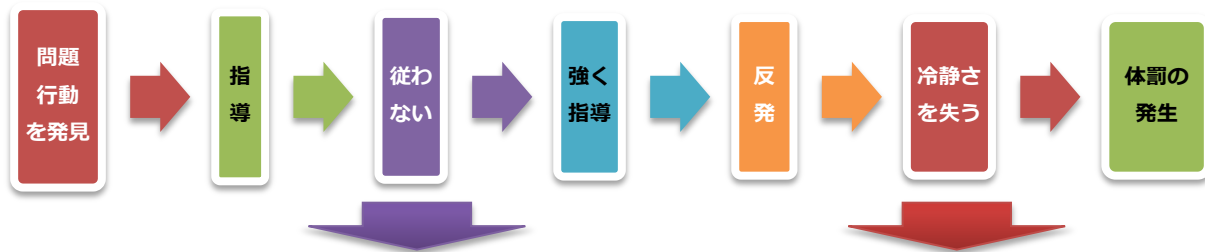
- 1 あの時先生が殴ってくれたから、現在の自分があるというような感動話が付く感情論。
- 2 課題のある子どもを体罰なしに指導することはできないという実用論。

しかし、愛情や熱意があるからと言って、体罰が許させるはずがありません。正当防衛や緊急避難などの特別な場合を除き、力による問題の解決は決して許されないことです。



3. 体罰が発生する場面とは

体罰を行う教職員には「焦り」「怒り」「おごり」の感情があります。教職員がいくら指導しても子どもが素直に従わなかったり、挑発的な態度をとったり、部活動の指導においては期待通りの成果が得られないことがよくあります。そんな時に体罰が起こりやすいと言われています。



Q 子どもはどうして指導に従わなかったのか？

なぜ指導されたのか子どもが分っていない
⇒子どもが分かるまで粘り強く指導

Q 反発されたとき、どう行動するか？

⇒冷静に自分の感情をコントロールする
⇒アサーティブに子どもに対応する
(アンガー・マネジメント)

ケース1

授業力や指導力に自信がない教職員：
「一所懸命に授業をしているのに、子どもは聞いていない。」

対応

⇒子どもの充実感・達成感を生み出す授業の工夫が必要。

「スキルアップ」と「相談」
授業力・指導力の育成
教職員の相談体制

ケース2

自分の指導力に自信と実績があると過信した教職員：
「自分は長年、自分なりのやり方でやってきた。間違っていない。・・・」

⇒子どもにとって分かる授業を行う努力が必要。

「気付き」と「抑制」
人権意識向上の研修
アサーショントレーニング

4. 体罰防止には何が必要か

教職員の人権意識が問われています。「体罰は指導ではない。許されないことだ。」という教育原理や、体罰が処罰の対象になることも教職員は理解しなければなりません。

教職員が体罰をしないためには、指導に当たって、次の4点が重要です。

1 「焦り」をなくす

相手の納得や変化には時間が必要と覚悟し、時間をかけ忍耐強く教育することが必要です。

2 「怒り」を抑えて「叱る」

「怒り」は自分が腹が立つなどの一つの感情。「叱る」は相手が理解できる言い方で説得すること。「怒り」たくなった時、例えば、相手のことを思っているのかを考え、10数えて冷静になってから行動することで、「怒り」を「叱る」に換えることができると言われています。

3 自分が上という「おごり」の気持ちを捨てる

同じ人間として相手に対応することです。このことが子どもの人権尊重に重要です。

4 互いに指摘し合える教職員集団

指導する際には、複数の教職員で対応することが大切です。指導では多面的な視点で子どもを理解することが必要です。密室での指導を避け、互いに指摘し合える職場環境をつくることも大切です。

5. 体罰根絶に向けて

心に迫る叱り方を

(OSAKA人権教育ABC Part2 より)

- どんな時に叱られるのかという基準をはっきり示しておく。基準を知ることによって子どもは安心する
- 子どもとの日頃からの信頼関係を基本に、一人一人を理解しながら叱る。
- 人格を否定するのではなく、行為を叱っていることを子どもに理解させる。
- どうしなければならなかったかを考えさせ、子ども自身が納得できるように指導する。
- 叱った後に見守っていく。笑顔で声をかけ、励まし、支援する。

6. 体罰を起こさないために、学校が一丸となって組織的に以下のことに取り組みましょう。

1 教職員による子どもの理解、子どもとの信頼関係の構築

- (1) 教職員一人一人が人権意識を高めるとともに、子どもとの信頼関係を築く。
 - ・ 子どもの気持ち、願いをつかみ、子どもを一人の人間として捉え、人権を尊重する。
 - ・ 子どもを生活背景も含めて理解し、課題を抱える子どもに寄り添う。
 - ・ 教育相談体制の充実を図るとともに、子どもの心に迫る生徒指導をめざす。
- (2) 体罰やいじめ等の被害を受け、SOSを出している子どもの声に敏感になる。
 - ・ 「SOSを出していい」「相談していい」「一人で抱え込んではいけない。」というメッセージを子どもたちに絶えず伝えることで、子どもが安心して周りに助けを求めることができるようになる。



2 教職員の共通理解、生徒指導の協働体制の構築

- (1) 子どもの実態について話し合う機会を設け生徒指導の情報を共有化し、生徒指導について全教職員の共通理解の元で組織的に取り組む。
- (2) 教職員どうしが信頼関係を構築し、互いにアドバイスできる「同僚性」を高めるとともに、教職員相互のサポート体制を確立し、特定の教職員に任せたり、一人で抱え込んだりしない。
- (3) 対症療法としての生徒指導だけではなく、長期的な観点に立った一人一人の子どもが生き生きする魅力ある学校づくりに努める。
- (4) 子どもが指導に従わないときの対応や問題行動の指導場面における対処法について、ロールプレイ等を取り入れた実践的な研修を行うなど、研修の改善、充実を図る。

職員研修用参考資料

「この痛み一生忘れない 体罰防止マニュアル改訂版」

平成19年 大阪府教育委員会

- ・ アンガーマネジメントを使ったプログラム
- ・ 「怒り」やストレスへの対処法
- ・ 子ども理解を深めるプログラム
- ・ 事例を通じた研修 I・II・III



平成26年3月
大阪府教育センター
人権教育研究室

「おかしい」と言える風通しのよい職場づくりを！